

本学関係者の皆さまへ

下関市立大学において発生した不祥事の概要と再発防止策について

平素から本学教育研究の推進にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、本学では皆さまに報告すべき 3 件の不祥事（①元役員及び元事務局職員が関与したトイレ改修工事に関する問題、②教員に係る公的研究費の不適切経理問題、③元教授による学生へのハラスメント事件）がございました。これらの件では、関係者の皆さまにたいへんなご心配をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。

先日、未解決でありましたトイレ改修工事に係る損害賠償請求につきまして和解が成立いたしました。

この間、上記 3 件につきましては、二度とこのようなことが起きないように、学内において再三にわたり再発防止策を検討し、実施してきました。ここに、改めてこれらの事案の概要と再発防止策についてご報告いたします。

1 元役員及び元事務局職員が関与したトイレ改修工事について

【概要】

A講義棟トイレ改修工事（工期：平成 23 年 1 月 17 日～同年 3 月 24 日）を請け負った業者に対し契約金額の一部前払いをしましたが、この前払いによる支出は、契約の内容にしたがったものではありませんでした。同年 3 月 11 日の工事中止に伴い出来高に対する過払いが生じ、本学に損害（990 万円）が発生しました。

本学は、この前払いによる支出に関与した元役員及び元事務局職員に損害相当額（990 万円）の賠償を求めましたが、応じなかったため、本学が原告となり民事訴訟を提起しました。裁判の過程で、和解案が提示され、損害相当額の全額回収のめどがたったため、和解に応じました。

また、元事務局職員は、当該本件トイレ改修工事の指名競争入札に係る競争入札妨害などの疑いで書類送検され、有罪判決を受けました。

【経緯】

工事中断後の主な経緯は次のとおりです。

- ・平成 23 年 3 月 31 日

当該工事の経緯、支払いに不備があったことを記者発表。役員（当時）、事務局職員（当時）に対して文書訓告を行った。当該役員は任期満了により退任。

- ・平成 23 年 6 月 2 日

工事請負業者へ契約解除通知書を送付。

- ・平成 23 年 6 月 24 日

新たな改修工事の入札（市内 9 社）を行った。

- 平成 23 年 7 月 26 日
賠償責任の有無と賠償責任がある場合の金額について調査するために、A 講義棟トイレ改修工事調査委員会を設置。
- 平成 23 年 11 月 30 日
A 講義棟トイレ改修工事調査委員会の調査を踏まえ、会計責任者（事務局長）が会計規程に基づき、賠償責任及び損害額を決定し、元役員、当該事務局職員兩名に損害額の支払いを求める催告書を送付。（平成 24 年 5 月 15 日に 2 回目の損害賠償請求にかかる催告書を発送。）
- 平成 24 年 4 月 16 日
当該事務局職員が競争入札妨害の容疑（本件トイレ改修工事の指名競争入札を実施するにあたって、本学が指名する業者を当該入札に参加した業者に選定させた疑い）で書類送検された。
- 平成 24 年 7 月 12 日
元役員、当該事務局職員兩名を被告とし、A 講義棟トイレ改修工事の前払い金について損害賠償請求に係る訴訟を提起した。（記者会見を実施）
- 平成 24 年 8 月 29 日
当該事務局職員が退職。
- 平成 25 年 5 月 14 日
第 8 回公判のときに、裁判所より和解の提案あり。経営審議会の意見も聴き、和解締結に向けて進めることを確認。
- 平成 25 年 4 月 18 日
元事務局職員が競争入札妨害罪などにより、罰金 100 万円の有罪判決を受けた。（原告被告ともに控訴しなかったため、後日当該判決が確定した。）
- 平成 25 年 7 月 16 日
和解が成立し、損害賠償金の全額回収のめどがたった。なお、和解の条件として和解内容は公表しないこととなった。

【再発防止策】

このような事態を受け、次のとおり再発防止策を講じました。

①機能分化

「予算部門」「契約部門」「支払部門」を別々の部署の担当としました。また、支払に関する責任者とは別の職員を出納管理者に任命することにより、二重のチェックができるようになりました。

②研修の強化

本法人の契約業務に精通していないことを一因として生じた案件ですので、平成 24 年度から「契約事務」に関する事務研修を実施するなど、職員研修の内容を充実

し、職員の能力向上を図りました。

③工事執行規程の制定

通常の契約業務より細やかなルールを定めるため、工事執行規程を平成 24 年 6 月に制定しました。同規程では、5000 万円以上の工事は経営審議会の承認が必要であり、また、1000 万円以上の工事契約を締結したときは経営審議会へ報告することを義務付けました。このことにより、大規模工事では外部委員からのチェックが行なわれるようになりました。

2 教員に係る公的研究費の不適切経理問題について

【概要】

平成 20 年度と 21 年度の大学の個人研究費（公的研究費）の旅費使用において、本学の教員 1 名が、命令とは違う交通手段を用いながら、変更の届出を行わず、差額を受給するという不適切な処理が判明したため、調査を行い、金額の清算（105,284 円）を行ったうえで、当該教員を戒告処分としたものです。また、平成 23 年 12 月の文部科学省からの調査において、当該不適切な処理について報告を行いました。

【経緯】

本件の経緯は、次のとおりです。

・平成 22 年 2 月

本学監事から定期監査において旅費に係る領収書の不整合が指摘された。

事情聴取の結果、当該教員は、飛行機利用で申請を行い、そのように旅行命令を受けていたが、その後飛行機をキャンセルし、新幹線利用としたにもかかわらず、出張計画の変更を行わず、その差額を受給しており、平成 21 年度に全部で 7 回、このような不適切な処理があったことが判明。その後の調査で、平成 20 年度にも 3 件、同様の不適切な処理が判明した。

・平成 22 年 11 月

教育研究審議会で不適切な経理を行ったことに対する該当教員の処分を審議し、受給した差額を全額清算させ、当該事案の発生時の就業規則に基づいて、戒告処分とすることを決定した。

・平成 22 年 12 月

受給した差額の清算が終了。

・平成 23 年 1 月

戒告処分書を交付。

・平成 23 年 12 月

文部科学省から「研究費の使用」について照会あり。他の教員に関する研究費も調査を実施したうえで、上記旅費の不適切な経理について文部科学省に報告した。な

お、他の教員に関する調査で不適切な経理はなかった。

・平成 24 年 3 月

文部科学省が公的研究費の不適切な経理について公表。

【再発防止策】

このような事態を受け、次のとおり再発防止策を講じました。

①旅費規程内規の見直し

旅費規程内規の見直しを行い、飛行機を利用したときは搭乗券の半券を旅行命令書類に添付することを義務付けました。

②不正防止計画の策定

不正防止のための具体的な手続きを定めた「公的研究費に関する不正防止計画」を平成 24 年 9 月に策定しました。この計画に基づき、平成 25 年 2 月に全教員を対象とした研修会を実施しました。不正防止に関する研修会は毎年 1 回開催する予定です。

③内部監査の充実

旅費については、添付されるべき領収書の確認等、内部監査でチェックしています。また、旅費以外の研究費については、購入価格 1 万円以上の物品保管状況を年 1 回確認することとしました。

3 元教授による学生へのハラスメント事件について

【概要】

学生からハラスメントの相談があり、調査を行って、平成 21 年 10 月に教授へ諭旨解雇処分を行ったものです。手続き上のかしの有無や処分の軽重をめぐり、元教授が地位確認等請求を訴えましたが、平成 24 年 5 月に最高裁判所で本学の主張が認められました。

【再発防止策】

このような事態を受け、次のとおり再発防止策を講じました。

①ハラスメント防止委員会の組織・機能の強化及び二次被害の防止など

ハラスメント防止委員会と実際に相談を受けるハラスメント相談員、教職員が連携をとり、有効に機能するように、外部講師を招いて講習会を開催しました。

また、教員及び職員の懲戒規程を平成 23 年 12 月に制定し、ハラスメントに関する申出がない場合でも、理事長・学長が、非違行為（ハラスメント）があると思料する場合は、この懲戒規程に定める調査委員会においても調査できるようにしました。このことにより、能動的に調査できるような制度となりました。

いずれの組織において調査を行う場合も、被害者に二次被害が及ばないよう、細心の注意を払って被害者の支援を行います。

なお、教員採用については、面接時に過去の賞罰（懲戒処分の有無を含む。）を尋ねるなど、順次改善しています。

②意識改革の徹底

大学構成員、特に学生をハラスメントから守るために、以前からハラスメント防止講習会を開催していました。しかし、参加者が少なかつたため、開催日時の工夫を行いました。また、教職員に対しても学生向けとは別に講習会を開催しています。これらの講習会では、どのようなものがハラスメントに該当するか、具体的にわかりやすく示しています。ハラスメントは、加害者がハラスメントに該当するという意識がないまま行われることもありますので、この講習会を継続して行い、ハラスメント防止のための意識改革の徹底を行います。さらに、教職員は、学生から相談を受けることもありますので、相談員としての講習会も開催し、実際に相談を受けたときの対応等について研修しました。

③相談環境の整備

相談環境の整備のため、次の措置を講じています。

- ア ハラスメント相談員は、職種や男女構成を考慮して、教員 4 名、事務職員 2 名を任命しています。本学ホームページ上にも氏名と連絡先を掲載し、だれでも直接に連絡できるようにしています。
- イ ハラスメントを受けたときに相談窓口があることを、入学後の 1 年次春学期に受講義務のある基礎演習で周知しています。また、パンフレットを作成し、1 年生全員に配布しています。
- ウ ハラスメント専用の電話番号・メールアドレスやハラスメント意見箱を備えるなど、ハラスメントを受けた人が相談しやすい環境を整えています。
- エ 実際に相談を受けた際に迅速で適切に対応するために、相談員のための研修会を毎年開催します。

本学は、これら 3 件の不祥事が発生したことを厳粛に受け止め、学生・保護者の皆さま、卒業生の皆さま、そして地域社会からの信頼回復に向けて教職員一丸となり、不祥事防止に全力で取り組んでまいりますので、今後ともご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成 25 年 12 月 12 日

公立大学法人下関市立大学

理事長 萩野 喜弘